

女性活躍推進法に基づく一般事業主計画

① 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで5年

② 内容

目標：男女の勤続年数の差を3年以下とする。

※ 計算式

(当該年度男性勤続勤務年数平均) - (当該年度女性勤続年数平均)

③ 取組内容

令和4年4月～ 休業制度（育児休業、介護休業等）にかかる制度内容の周知

令和5年4月～ 休業取得可能者に対する面談及び事前周知

令和6年4月～ 休業復職者に対するフォロー体制の検討

令和7年4月～ 休業復職者に対するフォローアップ研修の実施